

平成25年5月28日

第2492号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



■ 目 次 ■

告 示

- 平成25年度秋田県登録販売者試験の実施（254・医務薬事課）…………… 1
- 漁船損害等補償法による付保義務の同意に係る発起人となる旨の届出（255・農業経済課）…………… 3
- 種畜証明書の書換交付の通報（256・畜産振興課）…………… 3
- 都市計画の変更予定及び都市計画の案の縦覧（257・都市計画課）…………… 3
- 建築基準法による道路位置の指定（258・山本地域振興局建設部）…………… 4

公 告

- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出（秋田地域振興局農林部）…………… 4

告 示

秋田県告示第254号

薬事法（昭和35年法律第145号）第36条の4第1項の規定に基づき、登録販売者試験を次により実施する。

平成25年5月28日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 試験の日時及び場所

(1) 日時

平成25年8月28日（水）午前10時30分から午後4時まで

(2) 場所

秋田市中通二丁目6番1号 秋田ビューホテル

（収容人数等の都合により、上記以外の場所で試験を実施することもあるが、その場合は別途連絡する。）

2 試験項目

- (1) 医薬品に共通する特性と基本的な知識
- (2) 人体の働きと医薬品
- (3) 主な医薬品とその作用
- (4) 薬事に関する法規と制度
- (5) 医薬品の適正使用と安全対策

3 試験方法

筆記試験とし、マークシート方式とする。

4 受験資格 次のいずれかに該当する者

- (1) 旧大学令に基づく大学及び旧専門学校令に基づく専門学校において薬学に関する専門の課程を修了した者
- (2) 平成18年3月31日以前に学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）に入学し、当該大学において薬学の正規の課程を修めて卒業した者
- (3) 平成18年4月1日以降に学校教育法に基づく大学に入学し、当該大学において薬学の正規の課程（同法第87条第2項に規定するものに限る。）を修めて卒業した者
- (4) 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校を卒業した者であって、1年以上薬局又は店舗販売業若しくは配置販売業において薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した者
- (5) 4年以上薬局又は店舗販売業若しくは配置販売業において薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、一般用医薬品の販売又は授与に従事しようとするに当たり前各号に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると都道府県知事が認めた者

ただし、(4)及び(5)の実務経験については、新法施行日（平成21年6月1日）前に薬局又は一般販売業（卸売一般販売業者を除く。）、薬種商販売業若しくは配置販売業において行った実務経験並びに既存一般販売業者、既存薬種商、旧薬種商又は既存配置販売業者において行った実務経験を含む。

5 受験申込みに必要な書類

- (1) 登録販売者試験受験申請書 2部

- (2) 戸籍抄本又は住民票（本籍地の記載のあるもの） 1部
- (3) 写真（出願6か月以内に撮影した横3.5cm、縦4.5cm上半身・無帽のもので、裏面に氏名及び生年月日を記載したもの） 1枚
- (4) 実務経験を証明する書類
- ※ (4)の様式等、平成25年度秋田県登録販売者試験受験案内により詳細を確認すること。
- なお、平成24年度秋田県登録販売者試験の受験票を有する者は、一部書類を省略することができる。

6 受験申請手数料

- (1) 額
17,600円
- (2) 納付方法
受験申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。

7 受験申請書の受付期間及び場所等

- (1) 受付期間
平成25年6月3日（月）から同月28日（金）までの午前8時30分から午後5時15分までとする。（土曜日及び日曜日を除く。）郵送による場合は、平成25年6月28日（金）までの消印があるものに限り受け付ける。
- (2) 受付場所
住所地を所管する保健所（地域振興局福祉環境部及び秋田市保健所）に提出すること。
秋田県外に住所地を有する者で、郵送により申請する場合は、秋田県健康福祉部医務薬事課あて書留郵便をもって送付すること。
- (3) 受験票の送付
出願者に対しては、受験番号及び受験心得等を記載した受験票を送付する。平成25年8月12日（月）までに受験票が到着しない場合は、秋田県健康福祉部医務薬事課に問い合わせること。

8 合格発表

平成25年9月30日（月）午前9時に秋田県庁及び各保健所の掲示板に、受験番号を掲示するとともに、合格者には書面で通知する。

9 受験申請書等の入手方法

- (1) 最寄りの保健所
- (2) 秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」（<http://www.pref.akita.lg.jp>）
- (3) 郵送による請求
秋田県外に住所地を有する者で、(1)、(2)の方法により難しい場合は、郵送により秋田県健康福祉部医務薬事課あて（郵便番号010-8570 秋田市山王四丁目1番1号）に「登録販売者試験受験申請書請求」と記載して請求することができる。この際、請求者の氏名、住所及び郵送に必要な切手（参考：1部郵送の場合、定形郵便は90円分、定形外郵便は120円分が必要）を貼った返信用封筒を同封すること。

10 試験についての問合せ先

秋田県健康福祉部医務薬事課 秋田市山王四丁目1番1号 電話018-860-1407

11 受験申請書等についての問合せ先

名 称	所 在 地	電 話
大館保健所	大館市十二所字平内新田237番地の1	0186-52-3952
北秋田保健所	北秋田市鷹巣字東中岱76番地の1	0186-62-1166
能代保健所	能代市御指南町1番10号	0185-52-4333
秋田中央保健所	潟上市昭和乱橋字古開172番1	018-855-5170
秋田市保健所	秋田市八橋南一丁目8番3号	018-883-1170
由利本荘保健所	由利本荘市字水林408番地	0184-22-4122
大仙保健所	大仙市大曲上栄町13番62号	0187-63-3404
横手保健所	横手市旭川一丁目3番46号	0182-32-4006
湯沢保健所	湯沢市千石町二丁目1番10号	0183-73-6155

12 試験結果の開示

試験の結果については、秋田県個人情報保護条例（平成12年秋田県条例第138号）第22条の規定により、口頭で開示を請求することができる。

開示を請求する場合は、受験者本人が、本人であることを証明する書類（受験票、運転免許証又は旅券等）を持参し、午前9時から午後5時までの間に下表の開示場所に直接請求すること。（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

開示請求できる人	開 示 内 容	開 示 受 付 期 間	開 示 場 所
受 験 者	各試験項目の得点及び 総合得点	合格発表の日から 1か月間	秋田県庁2階 医務薬事課内

なお、上記期間経過後は、秋田県個人情報保護条例第15条の規定により、文書により開示の請求をすること。

秋田県告示第255号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項に規定する同意に係る発起人となる旨の届出があったので、同令第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公示し、指定漁船調書を縦覧に供する。

平成25年5月28日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

届 出 事 項			指定漁船調書の縦覧の期間及び場所	
発起人の住所及び氏名	加入区	漁船損害等補償法第113条 第1項の申出をする漁業 協同組合の名称	縦覧期間	縦覧場所
秋田市新屋勝平町2番 地6 高橋 富雄 秋田市新屋松美ガ丘6 番地22 横山 清一	秋田市 南	秋田県漁業協同組合	平成25年5月28日から 同年6月11日まで	秋田市土崎港西一丁目5番 11号 秋田県漁業協同組合秋田支 所

秋田県告示第256号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定により、次のとおり種畜証明書を書換交付した旨農林水産大臣から通報があったので、同条第2項の規定に基づき、公示する。

平成25年5月28日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

種 畜 証明書 番 号	名 前	品 種	生年月日	等級	飼養者の住所氏名
			産 地		
10202581178	篤福 (全和黑原5054)	肉用牛 黒毛和種	H18.7.2	1級	秋田県北秋田市花園町19番1号 北秋田市
			秋田県仙北市		

秋田県告示第257号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更するので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、次のとおり公告し、当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成25年5月28日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 都市計画の種類
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画の案の名称
湯沢都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
- 3 都市計画を変更する土地の区域

湯沢都市計画の区域

4 都市計画の案の縦覧場所

- (1) 秋田市山王四丁目1番1号 建設部都市計画課
- (2) 湯沢市千石町二丁目1番10号 雄勝地域振興局建設部用地課
- (3) 湯沢市佐竹町1番1号 湯沢市建設部都市計画課

5 都市計画の案の縦覧期間 平成25年5月28日(火)から同年6月11日(火)まで

秋田県告示第258号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第10条の規定に基づき、公告する。

平成25年5月28日

秋田県知事 佐竹 敬久

申請者の住所及び氏名	道路の位置の指定箇所	道路の延長	道路の幅員	指定年月日
能代市昭南町6番65号 秋田開発株式会社 代表取締役 堀内 金藏	能代市字養蚕脇22番34の内	27.70メートル	4.00メートル	平成25年5月20日

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、八郎潟西部干拓地区土地改良区から次のとおり役員の新任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成25年5月28日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 退任理事の住所及び氏名

男鹿市払戸字小深見119番地	鈴木 順 平
〃 〃 〃 79番地1	木 元 政 勝
〃 〃 〃 78番地	鈴木 豊 則
〃 船越字狐森148番地2	三 浦 宗二郎
〃 〃 字船越154番地	森 元 博 明
〃 払戸字小深見8番地	船 木 準
〃 〃 字横長根180番地	小 松 二千六

2 就任理事の住所及び氏名

男鹿市払戸字小深見79番地1	木 元 政 勝
〃 船越字船越154番地	森 元 博 明
〃 払戸字小深見78番地	鈴木 豊 則
〃 〃 〃 53番地	三 村 秀 基
〃 〃 字川向20番地3	木 元 剛
〃 〃 字大堤163番地2	鈴木 光 市
〃 〃 字小深見5番地1	船 木 公 咲

3 退任監事の住所及び氏名

男鹿市船越字根木1番地	秋 山 啓 一
〃 払戸字川向16番地2	加 藤 寿 克

4 就任監事の住所及び氏名

男鹿市船越字根木1番地3	秋 山 啓 一
〃 払戸字川向16番地2	加 藤 寿 克

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目1番1号

電話 018-860-1078(総務部広報広聴課)